審査室の設置・運営に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般財団法人全日本野球協会(以下「BFJ」という)に所属する理事、幹事、各委員会に所属する委員(以下「BFJ役員」)、並びにBFJが指定した代表選手、強化選手(以下「代表選手」という)及びチーム監督、コーチ、マネージャー、トレーナー、審判員等(以下「代表スタッフ」という)の言動・行動等について、処分・懲罰等を検討する「審査室」(以下「審査室」という)を設置する際に適用することを目的とする。

(審查室)

- 第2条 審査室の設置の要否は、臨時コンプライアンス委員会の決議により決定する。
- 2 審査室は審査員をもって構成する。
- 3 審査員は、BFJ会長、同副会長(コンプライアンス担当)、同専務理事、同顧問弁護士、同コンプライアンス委員会委員長の合計5名で構成する。なお案件により必要に応じて、審査室審査員を追加選任したり、専門家から意見を聴取したりすることが出来る。
- 4 上記第3項に規定の追加選任する審査員や専門家は、臨時コンプライアンス委員会の決議により決する。
- 5 なお、上記第3項の審査員と密接な利害関係者が対象となる場合には、臨時コンプライアンス委員会の決議により審査員構成を変更することができる。

(審査室長)

- 第3条 審査室長は、BFJ会長とする。
- 2 審査室長は、審査室長に事故等があるときに備え、審査員の中から審査室長の職務を代行する者をあらかじめ指名する。

(事務)

第4条 この規則による審査室設置に関する決定手続(設置の要否に関する各審査員へのメールや電話による連絡、設置する場合の日時・場所などの決定等)に関する事務は、審査室長の指示に基づきBFJの事務局が行う。

(審査の原則)

- 第5条 審査は、審査員の過半数の出席(電話会議等による出席を含む)をもって 行う。
- 2 審査室の議事は、出席した審査員の過半数をもってこれを決する。
- 3 審査事案に何らかの形で関与したことがある審査員および審査事案に利害関係 を有する審査員は、当該審査事案に関して審査員として審査に加わることができな

い。なお、何らかの関与や利害関係を有するとして、当該審査事案の審査員に欠員が生じた場合、審査室長は必要に応じて臨時の代替審査員を選任することができる。

- 4 前項に該当する何らかの関与の事実がある場合は、当該審査員の請求により、または審査室長が職権で、当該審査員が当該審査に加わることができない旨を宣言する。
- 5 BFJの理事および事務局長は、審査室長の許可を得て意見を述べることができる。
- 6 審査は非公開とする。

(審査記録)

- 第6条 審査室は、審査の日時、場所、出席者の氏名および審査事項の概要を記載 した審査記録を作成する。
- 2 審査に関するすべての記録その他の情報は、BFJが保管する。

(細則の制定)

第7条 審査室は、審査手続に関する細則を定めることができる。

(施行日)

第8条 本規則は2019年4月1日から施行する。